

## Gulfood 2022

## ジャパンパビリオン 出品案内書

■■ 申込締切：2021年9月24日（金）■■

※募集期間を延長しました※

アラブ首長国連邦（UAE）ドバイで開催される「Gulfood」は、中東最大級の食品総合見本市であり、UAE・中東市場への販路開拓を目指す日本企業等にとって効果的な見本市です。

世界的な新型コロナウイルスの感染拡大を受け、本ジャパンパビリオンへの出品は日本・ドバイ間の渡航規制に関わらず、準備日及び会期の全日程で会場の自社ブースに常駐できる企業（現地に現地法人、代理店又は代理人等を有している企業、もしくは現地渡航が可能な企業等）に限ります。詳細をご一読いただき、出品をご検討ください。

※新型コロナウイルス感染拡大等の情勢変化により、見本市もしくはジャパンパビリオンの出展が中止となる可能性があります。このため、本案内書で提示している諸条件について、今後の状況に応じて変更となる可能性があることを予めご承知おきください。なお、中止等の場合の取り扱いについては、「留意事項、免責規程」に基づくものといたします。

## 見本市について

## 全体概要

1. 会期：2022年2月13日（日）～2022年2月17日（木）
2. 会場：Dubai World Trade Centre（UAE・ドバイ）
3. 主催：Dubai World Trade Centre L.L.C.
4. 主催者ウェブサイト：<https://www.gulfood.com/>

## 出品料

1. 一般料金：1小間 66万円
2. 補助あり料金（中小企業等料金）：1小間 33万円

## 有望品目

- 機能的食品・飲料（グルテンフリー、カロリーオフ、有機認証の食品）

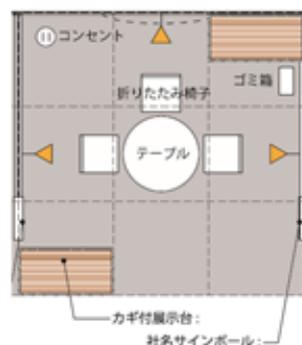
- お菓子（チョコレート、スナック、アイスクリーム）
- 缶詰（水産、野菜・果物）
- レトルト食品（電子レンジ等で簡易に調理できる商品）
- 調味料
- 水産加工品（焼き海苔、カニカマ等）

※ 有望品目とは、当該事業でバイヤーからの引き合いが特に見込めるものです。有望品目以外にも出品いただけますが、有望品目を出品する企業は選考の際に加点されます。なお、原材料に輸入禁止の材料が含まれている場合は出品いただけませんので確認をお願いします。

## 小間イメージ図



小間外観



基礎備品配置図

## 出品の要件

1. 出品物が現地で販売可能な日本産農林水産物・食品又は日本産原料を使用して海外で生産された農林水産物・食品であること。ハラル性が担保された物であること。

※現地及び主催者のルールや規制に反する出品物は発見次第撤去される可能性があります。

➤ ご参考：ジェトロウェブサイト「日本からの輸出に関する制度」

<https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide/country.html>

2. 日本・ドバイ間の渡航制限に関わらず、担当者が準備日及び会期の全日程で会場の自社ブースに常駐すること。
3. 出品目的が商談による取引先の発掘・継続取引であること。プロモーションや調査が主目的ではないこと。

4. 輸出に伴う需要増に対応できる供給体制を有すること。
5. 当該事業の期間中、担当者がバイヤーと数量・金額・納品方法等の交渉、その他取引条件の提示等といった具体的な商談を行い、その成果をジェトロに報告すること。
6. 事業参加後も海外からの引き合いに対応可能な担当者があること。
7. 英語又は現地語で商談用資料（企業情報、商品情報、商品価格表）を既に揃えており、ジェトロが求めた際は速やかに提出すること。まだ商談用資料が揃っていない場合、事業開始までに揃え、ジェトロが求めた際は速やかに提出すること。
8. ジェトロが求める各種データベースへの情報の登録、成果把握の為にを行うアンケート等に協力すること。
9. 出品案内書の内容、条件に同意していること。

## 申し込み・出品の流れ

### 参加申込（締切：9月24日 金曜日）

1. 下記「申し込みフォーム」へアクセスし、必要事項（企業情報・出品予定商品情報）をご登録ください。  
▼申し込みフォーム  
[https://www.jetro.go.jp/form5/pub/afb/gul22\\_01](https://www.jetro.go.jp/form5/pub/afb/gul22_01)
2. 「申し込みフォーム」内にある出品申込書・承諾書にご記入のうえ、代表印を押印した2部を郵送してください。

### 選考および結果通知（9月下旬～10月上旬）

応募情報等を参考に、出品する事業者を決定します。選考結果は、上記「申し込みフォーム」でご登録いただいたメールアドレス宛てにお知らせします。結果通知以降に出品者様の自己都合で出品をキャンセルされた場合、その後2年間、ジェトロ事業の選考で減点の対象となります。

### 出品料のお振込み（振込期限：11月15日 月曜日予定）

請求書に記載されている支払期日までに、出品料のお支払いが確認できた時点で、ジャパンパビリオンへの出品が確定となります。期日までに出品料のお振込みが確認できない場合、出品申し込みを辞退されたものとみなしますので、ご注意ください。

### 会期当日（2月13日～17日、準備日：2月12日）

会期中のアンケート（2種類）にご協力いただきます。

## 会期後

ジェットロによるフォローアップアンケートにご協力いただきます。

## 出品形態について

出品の形態には、企業・団体の単位で出品する「単独出品」に加え、自治体・業界団体（＝代表出品者）が企業を取りまとめる「代表出品」、代表出品者の傘下で企業・団体（＝孫出品者）が出品する「孫出品」の3形態があります。

### 代表出品者の要件

代表出品者は、上記「出品の要件」に加えて下記の要件も満たす必要があります。なお、1小間に対して孫出品者は2者までとし、お申込み時にすべての出品予定の企業・出品物・枠および小間数等が決定していることが必要です。また、募集枠数を上回る応募があった場合には、枠および小間数の調整をさせていただくことがあります。

※本出品形態については、孫出品者がジェットロメンバーズであっても割引料金は適用されませんので、予めご了承ください。

1. 責任をもって孫出品者への事務連絡を行うこと。
2. 本事業に関して発生した孫出品者の損害及び不利益について責任を負うこと。
3. 本事業に関して孫出品者と第三者との間で紛争等が生じた際には、自らの責任と費用負担においてこれを解決すること。
4. 全ての孫出品者が上記「出品の要件」を満たしていることを保証すること。
5. 出品案内書の内容を予め孫出品者に周知し、その了解を得ていること。
6. 選考の結果、孫出品者が出品できない可能性があることについて了解していること。
7. 本事業に関して、孫出品者に対し営利活動（出品料の徴取、提供するサービスに関する実費を超える費用の請求等）を行わないこと。

## 出品者選考について

ご登録いただいた「企業・商品情報」をもとに、以下の審査項目に則してジェットロが出品者を選考いたします（選考の詳細は回答いたしかねます）。

1. 出品物が、当該事業で定める有望商品に合致するか
2. 出品物の品質、価格、物流面での要件等が現地で受け入れられるものか

3. 出品により新しい海外市場の開拓が期待できる商品か
4. 応募者の輸出に取り組む姿勢（戦略・目的・出品に向けた取組み）
5. 応募者の認証取得等
6. 応募者の商流
7. 前年度の参加事業における成約実績
8. 日本で登記している事業者か
9. 「戦略的輸出拡大サポート事業」のうち輸出プロモーターによる支援対象企業か
10. 過去のルール遵守状況、自己都合によるキャンセル状況

## 出品料について

### 出品料の種類

出品料は、ジェトロが支払っている出展料から算出しており、「一般料金」と「補助あり料金（中小企業等料金）」の2種類を設けています。

1. 一般料金：  
下記「補助あり料金（中小企業等料金）」の適用対象外となる事業者向けの料金。大企業、日本国外に所在する事業者、出品料に日本の国庫を財源とする補助金を充当する事業者等に適用。
2. 補助あり料金（中小企業等料金）：  
正規の出品料を農林水産省補助金により値引いた料金。中小企業等に適用。  
※中小企業等の基準を満たす事業者でも、出品料に日本の国庫を財源とする補助金を充当する場合は一般料金が適用となります。

### 補助あり料金（中小企業等料金）適用の条件

補助あり料金（中小企業等料金）は、中小企業基本法に準拠した下記基準を満たす事業者が利用できます。**ただし、代表出品者<sup>1</sup>が事業者を取りまとめ出品する際に補助あり料金を利用するには、代表出品者の規模や性質に関わらず、傘下事業者のうち補助あり料金の適用条件を満たす者が2/3以上でなければなりません。**補助あり料金の適用条件を満たす傘下事業者が2/3未満の場合、その代表出品者は出品面積全てについて一般料金が適用されます。

1. 業種分類が「製造業その他」で、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使

---

<sup>1</sup> 企業・団体（＝孫出品者）を傘下に取りまとめて出品する者。自治体・業界団体等が該当。

用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人

2. 業種分類が「卸売業」で、資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
3. 業種分類が「小売業」で、資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人
4. 業種分類が「サービス業」で、資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人

## 出品料に含まれるもの

出品料に含まれる経費は、主に下記のとおりです。詳細は「海外見本市出品要綱」をご覧ください。なお、「海外見本市出品要綱」の記載にかかわらず、見本市主催者やジェットロの決定によって一部サービスが提供されない場合や、出品者が一部サービスの提供を辞退した場合でも、出品料は変わりません。

1. スペース料
2. 設計料、基本的な施工費・備品費（追加装飾・備品の経費は出品者負担）
3. 出品者リスト、会場案内等のパンフレット作成配布経費

## ジェットロ・メンバーズ（JM）割引料金

1. JM には、最大 10% の割引があります（年間の割引額は 7 万円まで）。
2. 割引を受けるには、出品申込をした際の名義と JM に登録されている名義が一致する必要があります。
3. キャンセル料に JM 割引は利用できません。JM 割引を利用したにも関わらず出品をキャンセルした場合、キャンセル時期によっては追加の支払いが発生する可能性があります。

## 東京都 海外展開支援

東京都は、東京都中小企業制度融資のメニューとして「海外展開支援」を設けています。「海外展開支援」の融資申込予定者が、その融資を実行予定である金融機関を經由してジェットロへ支援を申し込む場合、東京都との連携により、ジェットロに支払う支援経費を原則無料で利用できます（1 企業当たりの利用限度は、支援経費累計が 50 万円となるまで）。

1. JM 割引とは併用できません。
2. 詳細は、以下の「東京都産業労働局」のウェブページをご覧ください。もしくはジェットロ東京 (Tel : 03-3582-4953) までお問い合わせください。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/kinyu/yuushi/kuushu/kaigaitenkai/>

## キャンセル規定

出品確定後、自己都合で出品をキャンセルされる場合は、捺印のある書面にてジェットロにお知らせ下さい。出品確定前に申込みを取消される場合は、メールまたは書面にてジェットロまでご連絡ください。**キャンセル受付日より、下表の通りキャンセル料が発生します。**

キャンセル受付日	キャンセル料
申込日～2021年11月15日(月)	なし
2021年11月16日(火)以降または連絡なしの不参加	出品料の100%

1. キャンセル料にジェットロ・メンバーズ及び各種助成金等は適用できません。
2. 天災、感染症への罹患、その他出品者の責任に帰することのできない事由によりキャンセルする場合は、ジェットロに文書で通知することにより、キャンセル料の支払いなく出品を中止できる場合がありますので、ご相談ください。
3. 自己都合によるキャンセルは、出品者の選考にて一定期間減点されます。

## 留意事項

1. 出品者は、感染症の予防対策を徹底し、かつ、感染症の疑いのある者又はこれらの者との濃厚接触者を本見本市に来場させないでください。万一、感染症の疑いのある者又はこれらの者との濃厚接触者が来場したことが判明した場合には、直ちにジェットロに報告し、その指示に従ってください。これらの対策にあたっては、開催地政府及び主催者の定める法令・規則・ルール等も遵守してください。
2. 本案内に定めのない事項は、ジェットロがその対応を決定します。政府の方針等により内容が変更される可能性がある旨、ご了承ください。
3. ご提出いただいた情報は、本事業運営のために利用するとともに、ジェットロ内のデータベースに登録し、関連事業、ジェットロ及びJFOODOからの連絡のために利用します。データベースに登録した情報のうち、社名、ホームページアドレス、商品名、商品写真、商品分類、商品用途及び国内小売価格をバイヤーに提示し、ジェットロが日本商品を所望するバイヤー

に紹介するために利用します。また、本事業に関するプレスリリース、ジェットロホームページ等において、企業情報や出品物の情報等を公開する場合がございます。あらかじめご了承ください。

4. 本見本市会期中及びその前後において、商談相手又はジェットロから提供された情報及び資料は、お客様限りで使用するものとし、当該情報等を第三者に提供してはいけません。ただし、提供者の明示の承諾がある場合には、この限りではありません。
5. 本事業に関する映像、画像、テキスト、音声若しくは関連資料等のコンテンツの全部又は一部（以下「本コンテンツ」といいます。）に関する著作権は、ジェットロ、その他の著作権者（以下「著作権者」といいます。）に帰属します。
6. 著作権者の書面又は電磁的方法による承諾を得ずに、本コンテンツの複製（録画、録音のほか、静止画でのキャプチャ取得等を含みますが、これに限られません。以下同じ。）、上映、公衆送信（送信可能化を含みますがこれに限られません。以下同じ。）、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等をしてはいけません。万一、これに違反した場合には、直ちにサービスの全部又は一部の提供を中止させていただきます。
7. 本コンテンツを、ジェットロの承諾を得ずに、複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等することは、著作権を侵害する行為であり、その利用者は、刑事責任を問われる可能性があります。また、これらの行為は、商談相手等のプライバシー権、肖像権等を侵害する行為でもあります。
8. 本案内の記載に反する行為があった場合や申し込みフォームに虚偽の記載をした場合は、申し込みを無効とし出品をお断りすることがあります。また、今後ジェットロが実施する事業の選考において不利となることがあります。
9. 申し込みフォームの記載内容に変更がある場合、ジェットロにお知らせください。なお、申込締切日を過ぎてから内容を変更される場合、その内容によっては変更に応じられないことがあります。
10. 出品募集締め切り後であっても、現地規制の変更によって出品ができなくなる場合があります。
11. 相応の理由なしに出品をキャンセルされた場合や、アンケート等へご協力いただけない場合には、今後ジェットロが実施する事業の選考において不利となる場合があります。
12. 会場全体の基本構成、出品位置等はジェットロが決定します。ご希望に沿えないことがありますので、ご了承ください。
13. 出品する権利を転貸、売買、交換、譲渡することはできません。
14. 外国為替および外国貿易法などの国内法令に定めのあるものの出品については、出品者の

責任において事前に必要な許可等を取得してください。

15. 商品サンプルは法令に照らして適法に輸送して下さい。違反した場合は、今回又は今後の出品をお断りすることがあります。
16. ジェトロは、本事業の成果（お客様に関する成果を含みます。）又は本コンテンツの全部若しくは一部を、その裁量により公表する場合があります。お客様は、これを承諾し、これに関して何らの人格権も行使しないものとします。
17. 見本市主催者の指定業者を装う者から出品者に対して、広告や宿泊手配等の勧誘が報告されています。詐欺的商法の可能性があるため、十分にご注意ください。また、このような勧誘を受けた場合には、ジェトロにご報告ください。
18. 本事業の運営及び参加についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠します。
19. 本事業の運営及び参加についての法律関係及び派生する権利義務については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、第1審の合意管轄裁判所とします。

## 免責規程

1. 商談相手又はジェトロより提供される情報については、ジェトロが正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報の採否は、お客様自身の判断、責任において行ってください。本事業での提供情報に関連して、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは、お客様に対し一切の責任を負わないものとします。
2. ジェトロは、以下の各号に該当する場合、本事業の実施日時、内容を変更し、本事業の全部又は一部の実施を予告なく中止し、又は、お客様の一部の参加を中止させることがあります。これに起因又は関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
  - (ア) 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき
  - (イ) 前項に定めるシステム等の不具合が生じ又は生じるおそれがあるとき
  - (ウ) 利用条件から外れるなど、お客様の状況が変化したとき。
  - (エ) 前号のほか、お客様がジェトロの指示、条件又はジェトロとの合意事項に違反したとき。
  - (オ) お客様の PC 等の端末環境、インターネット回線及びアプリケーションの状況にセキュリティ等のリスクが存在するとき
  - (カ) お客様が反社会的勢力に実質的に関与することが判明した場合
  - (キ) お客様が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき、又はその疑いが生じたとき。

- (ク)前各号に定める他、ジェトロが相当と判断したとき。
3. 本見本市会期中及びその前後に、傷病、事故、盗難、破損等が発生したとしても、ジェトロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。

## お問い合わせ

ジェトロ農林水産・食品事業推進課（担当：鈴木、須崎）

afb-gulfood@jetro.go.jp／03-3582-5546